

第2章 計画策定の背景



石下西中学校 わたなべ 渡邊 ひとみ 瞳さん

第1節 世界の動き

和暦（西暦）	主な動き
1975年 （昭和50年）	<p>「国際婦人年世界会議」開催（メキシコシティ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「女性の地位向上のための世界行動計画」を採択。 ○「国連婦人の10年」（1976年（昭和51年）～1985年（昭和60年））を決定し、世界的な取組を開始。
1979年 （昭和54年）	<ul style="list-style-type: none"> ○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択。1981年（昭和56年）に発効（日本では、1985年（昭和60年）に条約を批准）。
1985年 （昭和60年）	<p>「国連婦人の十年ナイロビ世界会議」（第3回世界女性会議）開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○2000年（平成12年）に向けて、各国が取り組むべき指針として「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択。
1995年 （平成7年）	<p>「第4回世界女性会議」開催（北京）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性と健康、女性に対する暴力などの12の課題が示された「行動綱領」と女性の地位向上の指針である「北京宣言」を採択。
2000年 （平成12年）	<p>国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」を採択。
2005年 （平成17年）	<p>第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）開催（ニューヨーク）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認。完全実施宣言を採択。
2006年 （平成18年）	<p>「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催（東京）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「東アジアにおけるジェンダーの平等を目指して」をテーマにし「東京閣僚共同コミュニケ」を採択。
2010年 （平成22年）	<p>第54回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」記念会合）開催（ニューヨーク）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「北京宣言及び行動綱領」及び第23回国連特別総会の成果文書並びに第4回世界女性会議10周年の婦人の地位委員会の宣言を再確認。完全実施宣言を採択。
2011年 （平成23年）	<ul style="list-style-type: none"> ○ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UNWomen）が発足。
2014年 （平成26年）	<p>第58回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案を採択。
2015年 （平成27年）	<p>第59回国連婦人の地位委員会（国連「北京+20」）開催（ニューヨーク）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「北京宣言及び行動綱領」、第23回国連特別総会成果文書並びに第4回世界女性会議10周年及び15周年における婦人の地位委員会の宣言を再確認。完全実施宣言を採択。

第2節 国の動き

和暦（西暦）	主な動き
1975年 （昭和50年）	○女性の地位向上のための本部機構として「婦人問題企画推進本部」を設置。
1977年 （昭和52年）	○1977年（昭和52年）「国内行動計画」を策定し、向こう10年間の女性の地位向上のための目標を明確化。
1985年 （昭和60年）	○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の批准に向け、国籍法や戸籍法の改正、「男女雇用機会均等法」の公布等国内法を整備。
1987年 （昭和62年）	○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定。
1991年 （平成3年）	○「育児休業法」を公布。
1996年 （平成8年）	○新たな国内行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定。
1999年 （平成11年）	○「男女共同参画社会基本法」を施行。 ○「男女雇用機会均等法」を改正。
2000年 （平成12年）	○「男女共同参画基本計画」を策定。 ○「ストーカー行為等の規制等に関する法律」を施行。
2001年 （平成13年）	○中央省庁等改革により、新たに内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」を設置。 ○「DV防止法」の成立。
2003年 （平成15年）	○「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」を施行。
2004年 （平成16年）	○「DV防止法」を改正。
2005年 （平成17年）	○「第2次男女共同参画基本計画」を策定。 ○「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」を改正。（休業取得対象の拡大、休業期間の拡大等）
2007年 （平成19年）	○ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定。 ○「DV防止法」を改正。
2008年 （平成20年）	○「女性の参画加速プログラム」の決定。
2009年 （平成21年）	○「育児・介護休業法」を改正。（希望者の短時間勤務制度、残業免除制度の導入義務化等）

第2章 計画策定の背景

和暦（西暦）	主な動き
2010年 （平成22年）	○「第3次男女共同参画基本計画」（2020年までの政策の方向性と2015年度までの具体的な施策）を策定。
2013年 （平成25年）	○「DV防止法」を改正。 ○「日本再興戦略」を閣議決定。（中核に女性の活躍推進を位置づける）
2014年 （平成26年）	○「『日本再興戦略』改訂2014」を閣議決定。（女性の更なる活躍推進を柱に掲げる） ○「すべての女性が輝く社会づくり本部」を内閣府に設置。
2015年 （平成27年）	○「女性活躍推進法」を施行。 ○「第4次男女共同参画基本計画」を策定。
2016年 （平成28年）	○「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定。（希望出生率1.8の実現，介護離職ゼロの実現等）

第3節 県の動き

和暦（西暦）	主な動き
1978年 （昭和53年）	○婦人問題を担当する課として、生活福祉部に「青少年婦人課」を設置。
1980年 （昭和55年）	○婦人問題の担当課を「婦人児童課」とする。 ○「第2次県民福祉基本計画」で、婦人問題を「婦人の福祉の向上」と位置づける。
1986年 （昭和61年）	○「新県民福祉基本計画」で、婦人問題を「女性の地位向上と社会参画の促進」と位置づける。
1987年 （昭和62年）	○女性教育の振興を目的として「茨城県立婦人教育会館」を設置。
1990年 （平成2年）	○1990年（平成2年）に「婦人問題推進有識者会議」から女性プラン策定に関する提言を受け、1991年（平成3年）に「いばらきローズプラン21」を策定。 ○女性行政施策の推進を図るための体制として「いばらきローズプラン21推進委員会」及び「茨城県女性対策推進本部」を設置。
1994年 （平成6年）	○福祉部に「女性青少年課」を設置。
1995年 （平成7年）	○「茨城県長期総合計画」に「男女共同参画社会の形成」を位置づける。 ○県が取り組むべき女性施策の指針として「いばらきハーモニープラン」（平成7年度～平成17年度）を策定。
1997年 （平成9年）	○「茨城県立婦人教育会館」の名称を「茨城県女性プラザ」に改名し、「茨城県鹿行生涯学習センター」を併設。
1999年 （平成11年）	○女性青少年課を福祉部から知事公室へと組織改編。
2001年 （平成13年）	○「茨城県男女共同参画推進条例」を制定。 ○「茨城県男女共同参画審議会」を設置。 ○「茨城県女性対策推進本部」を「茨城県男女共同参画推進本部」に改名。
2002年 （平成14年）	○「茨城県男女共同参画基本計画」（平成13年度～平成22年度）を策定 ○「茨城県男女共同参画実施計画」（平成13年度～平成17年度）を策定。 ○「男女共同参画苦情・意見処理委員会」を設置。
2006年 （平成18年）	○「茨城県男女共同参画実施計画」（平成18年度～平成22年度）を策定。
2011年 （平成23年）	○「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）」（平成23年度～平成27年度）を策定。
2014年 （平成26年）	○「ウィメンズパワーアップ会議」を設置。「ウィメンズパワーアップ会議からの提言～チェンジ！チャレンジ！いばらきウーマン！！」の提言書を受ける。
2016年 （平成28年）	○「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」（平成28年度～平成32年度）を策定。

第4節 市の取組

和暦（西暦）	主な取組
1995年 （平成7年）	<ul style="list-style-type: none"> ○1996年（平成8年）までの2か年で県教育委員会の委託事業「いばらき女性フレッシュサポート事業」を実施。 ○「女と男との共生プラン水海道」（市内24の女性団体の代表）を組織化。
1997年 （平成9年）	<ul style="list-style-type: none"> ○「女性団体みつかいどう事業委員会」（旧水海道市内25の女性団体の代表）を設立。
2001年 （平成13年）	<ul style="list-style-type: none"> ○第四次水海道市総合振興計画後期基本計画に「男女共同参画社会の実現」を位置づける。 ○企画課に「男女共同参画室」を設置。 ○「男女共同参画に対する市職員の意識調査」を実施し、庁内における取組を開始。
2002年 （平成14年）	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の代表によって組織された「水海道市男女共同参画プラン策定委員会」と庁内組織である「水海道市男女共同参画庁内推進会議」及び「水海道市男女共同参画推進ワーキングチーム」を設置。 ○「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施。
2003年 （平成15年）	<ul style="list-style-type: none"> ○「市民懇談会」を実施し、市民の意識や実態、要望を把握。
2004年 （平成16年）	<ul style="list-style-type: none"> ○「水海道市男女共同参画計画」（平成16年度～平成25年度）を策定。（平成18年の合併により「常総市男女共同参画計画」と名称を改める）
2006年 （平成18年）	<ul style="list-style-type: none"> ○合併により「常総市」となる。 ○「男女共同参画に対する市職員アンケート調査」及び「市内事業所アンケート調査」を実施。
2007年 （平成19年）	<ul style="list-style-type: none"> ○「常総市男女共同参画推進条例」を制定、施行。 ○「常総市男女共同参画推進審議会」を設置。
2008年 （平成20年）	<ul style="list-style-type: none"> ○「女性相談窓口」を開設。 ○「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施。
2009年 （平成21年）	<ul style="list-style-type: none"> ○「常総市男女共同参画計画（改訂版）」（平成21年度～平成25年度）を策定。
2010年 （平成22年）	<ul style="list-style-type: none"> ○機構改革により市民協働課に「男女共同参画室」を設置。
2011年 （平成23年）	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画広報紙「じょうそう」創刊号を発行。
2012年 （平成24年）	<ul style="list-style-type: none"> ○「DVと子どもの虐待」相談員養成講座を実施。
2013年 （平成25年）	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施。

和暦（西暦）	主な取組
2014年 （平成26年）	○「第2次常総市男女共同参画計画」（平成26年度～平成35年度）の策定。
2015年 （平成27年）	○市職員の「ワーク・ライフ・バランスに関する意識調査」を実施。
2016年 （平成28年）	○DV防止啓発講座として高校においてデートDV講座を実施。
2017年 （平成29年）	○DV防止啓発講座として高校においてデートDV講座を実施。 ○「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施。



「水海道第一高等学校においてデートDV講座を実施」

第5節 前期実施計画の評価

前期実施計画に示した実施事業の進捗状況について、5段階の評価結果は以下の通りです。

(2017年度実績)

基本目標	施策の方向	達成度					
		A	B	C	D	E	—
基本目標Ⅰ 一人ひとりを大切にする男女平等の意識づくり	施策の方向Ⅰ－1 家族を思いやる意識づくり	19	0	0	1	0	0
	施策の方向Ⅰ－2 地域で分かち合う意識づくり	7	1	0	0	0	0
	施策の方向Ⅰ－3 働く場で助け合う意識づくり	7	1	0	2	0	0
	施策の方向Ⅰ－4 教育の場で育ち合う意識づくり	4	0	0	0	0	0
	施策の方向Ⅰ－5 国際的視野を身につける意識づくり	2	1	0	0	0	0
基本目標Ⅱ いろいろな生き方ができる男女共同参画の環境づくり	施策の方向Ⅱ－1 家庭で進める環境づくり	5	4	1	0	0	0
	施策の方向Ⅱ－2 地域で進める環境づくり	11	4	3	0	0	0
	施策の方向Ⅱ－3 働く場で進める環境づくり	6	2	0	0	0	0
	施策の方向Ⅱ－4 教育の場で進める環境づくり	4	0	0	0	0	0
	施策の方向Ⅱ－5 国際社会で進める環境づくり	2	1	0	0	0	0
基本目標Ⅲ お互いに支えあうための土台づくり	施策の方向Ⅲ－1 健やかなところとからだを保つ土台づくり	9	1	1	0	0	3
	施策の方向Ⅲ－2 すべての人が安らかに暮らせる土台づくり	11	4	1	0	0	0
実施事業 111 事業（事業内容に対して複数課の回答あり）		87	19	6	3	0	3

※達成度：A（かなり進んでいる：80%以上）、B（ある程度進んでいる：60%以上80%未満）、C（どちらとも判断できない：30%以上60%未満）、D（あまり進んでいない：10%以上30%未満）、E（全く進んでいない：10%未満）、—（評価なし：事業の廃止など）

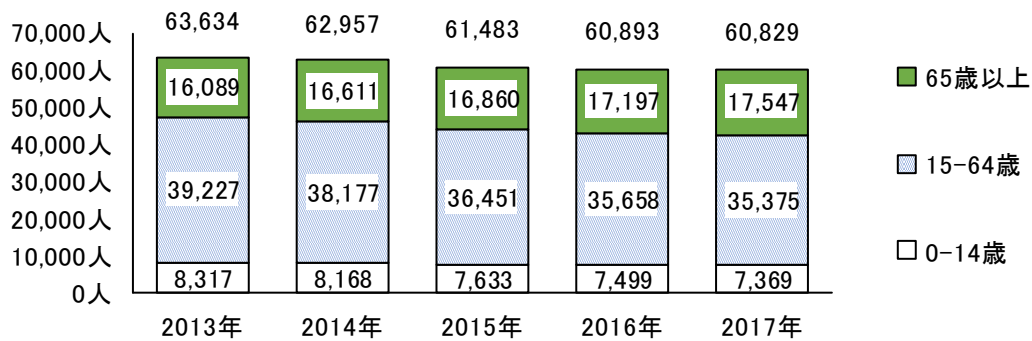
第6節 市民生活と意識の変化

1 人口の状況

本市の総人口は年々減少していますが、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。2017年には17,547人で、高齢化率（65歳以上）は28.8%となっており、全国及び茨城県より高くなっています。

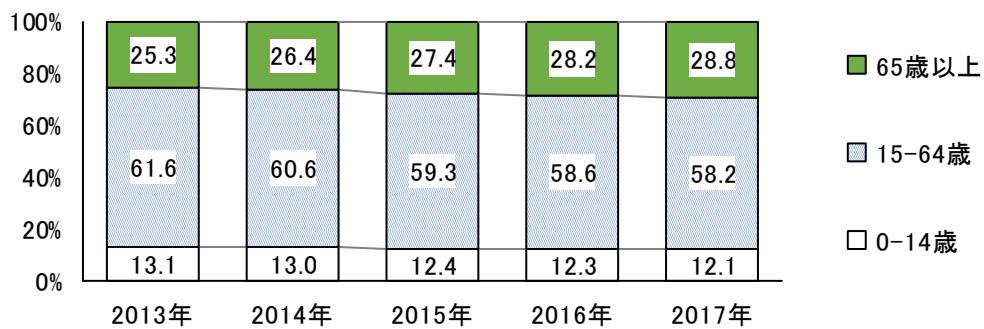
一方、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

■人口の推移



資料：常住人口調査【常総市】(各年10月1日現在)

■人口構成比の推移



資料：常住人口調査【常総市】(各年10月1日現在)

■高齢化率の比較

	常総市	茨城県	全国
65歳以上人口(千人)	17	810	35,152
65歳以上人口割合(%)	28.8	28.3	27.7

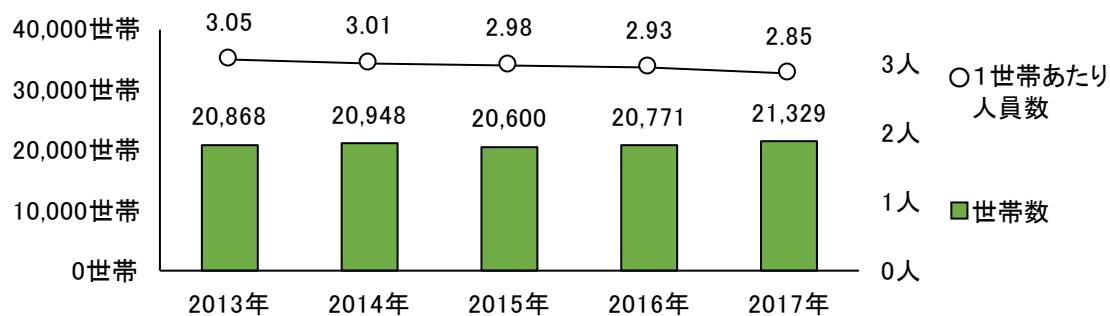
資料：総務省統計局人口推計【全国】，常住人口調査【茨城県，常総市】(2017年10月1日現在)

2 家族の状況

世帯数は近年増加傾向にあり、2017年には21,329世帯となっています。

一方、1世帯あたり人員数は2015年に3人を下回り、核家族化が進行していることがうかがえます。

■世帯数の推移



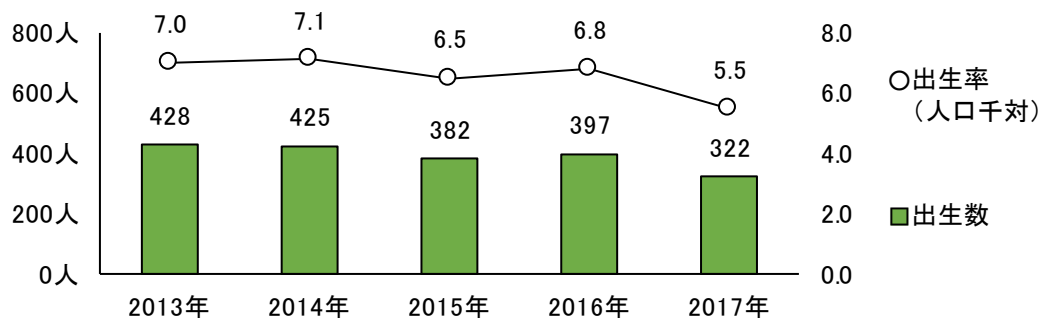
資料：常住人口調査【常総市】(各年10月1日現在)※2015年のみ国勢調査

3 出生の状況

出生数は2017年には322人となり、過去5年間で最も少なくなっています。

また、出生率（人口千人に対する出生数の割合）も全国及び茨城県の水準より低くなっています。

■出生数及び出生率の推移



資料：茨城県人口動態統計【常総市】

■出生率(人口千対)の比較

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
常総市	7.0	7.1	6.5	6.8	5.5
茨城県	7.7	7.6	7.5	7.3	7.2
全国	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6

資料：茨城県人口動態統計

4 労働の状況

労働力人口（15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの）は男女ともに減少していますが、女性の労働力人口の割合は増加しています。

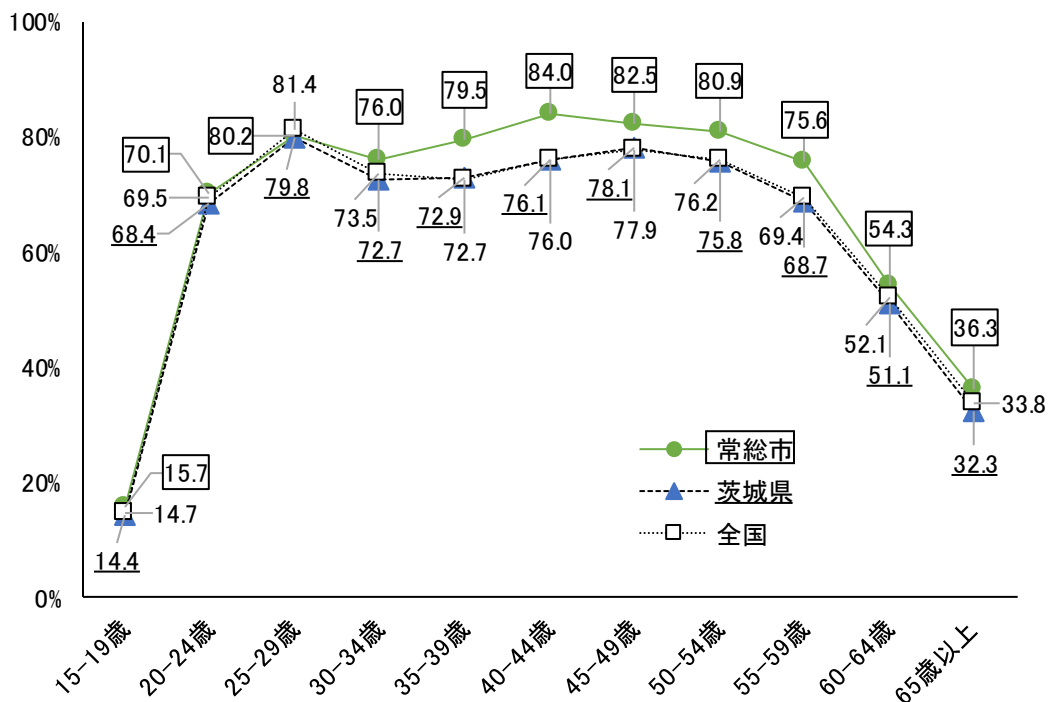
また、女性の年齢階級別労働力率は、全国的に出産・子育て期にあたる30歳代で大きく低下するM字カーブ*を描く傾向が続いていますが、本市では25～29歳以外のすべての年齢階級において、全国及び茨城県の割合を上回っています。

■労働力人口の推移

	労働力人口(人)			男女比(%)		
	男性	女性	総数	男性	女性	総数
2005年(旧水海道+旧石下)	21,683	14,913	36,596	59.2	40.8	100.0
2010年(常総市)	20,805	14,499	35,304	58.9	41.1	100.0
2015年(常総市)	17,979	13,223	31,202	57.6	42.4	100.0

資料: 国勢調査

■女性の年齢階級別労働力率の比較



資料: 国勢調査(2015年)

*M字カーブ：日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になります。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。

第2章 計画策定の背景

5 女性の参画の状況

男女共同参画社会を実現するためには、政策や方針決定の場に男女が共同参画し、意見や考え方を反映させていくことが重要とされています。

本市の審議会等における女性委員の割合や市議会における女性議員の割合は茨城県の平均よりも高く推移しており、さらに市職員における役職別人員の割合は年々高くなっています。

しかしながら、国際社会における日本女性の社会参画は、ジェンダーギャップ指数（資料編参照）によると149か国中110位と低くなっており、日本は男女が平等に教育を受けていても、女性の社会進出の割合は低く、国際社会における日本女性の社会への参画状況が、政治、行政、労働力、賃金とも低い水準であることが報告されています。

■地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における女性委員の割合

		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
常総市	女性委員の人数(人)	130	150	151	156	149
	審議会等の委員総数(人)	495	584	564	605	577
	女性委員の割合(%)	26.3	25.7	26.8	25.8	25.8
県平均(%)		23.7	24.5	24.6	25.3	25.6

資料:内閣府男女共同参画局(各年4月1日現在)

■市議会における女性議員の割合

		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
常総市	女性議員の人数(人)	4	4	4	3	3
	女性議員の割合(%)	21.1	21.1	18.2	14.3	15.0
茨城県平均	女性議員の人数(人)	85	89	89	87	87
	女性議員の割合(%)	12.0	13.0	13.0	12.9	12.9

資料:常総市議会事務局(各年4月1日現在)
茨城県市町村課行政グループ(各年1月1日現在)

■市職員における役職別人員の割合

	2015年			2016年			2017年		
	女性	男性	計	女性	男性	計	女性	男性	計
部長級(人)	2	19	21	1	15	16	1	15	16
課長級(人)	1	29	30	3	29	32	2	33	35
課長補佐級(人)	8	34	42	21	35	56	27	30	57
係長(人)	38	63	101	40	61	101	40	61	101
計(人)	49	145	194	65	140	205	70	139	209
割合(%)	25.3	74.7	100.0	31.7	68.3	100.0	33.5	66.5	100.0

資料:常総市人事課(各年4月1日現在)

6 配偶者等に対する暴力

「DV防止法」が2001年に成立し、これまでに3回の改正を経て、女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、DVやデートDVという言葉も広く社会に認識されるようになりました。

しかし、近年では、ストーカー行為による被害や、SNSなどのインターネット上のツールを利用した犯罪が深刻化しています。

本市においては、2008年4月から毎月第3火曜日に、女性相談窓口を開設し、様々な相談に対応しています。その内、DVに関する相談では、県女性相談センターや警察などと連携をとりながら、関係各課への支援につないでいます。

■配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数(2017年度)

単位:件

	施設数	総数	相談の種類			男女の割合	
			来所	電話	その他	女性	男性
全 国	278	106,110	32,385	70,043	3,682	104,082	2,028
茨城県	3	1,495	357	1,097	41	1,482	13

資料:内閣府男女共同参画局

■本市の女性相談件数

単位:件

相談の主訴		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
女性相談日 (毎月1回)	離婚	6	5	5	7	6
	DV	0	2	1	1	2
	職場の人間関係	0	0	3	0	3
	仕事	1	0	1	0	0
	家庭の人間関係	20	17	18	16	17
	その他	3	5	9	12	14
	計	30	29	37	36	42
女性相談日 以外 (問合せ 件数)	離婚	1	0	1	0	0
	DV	20	16	8	13	11
	職場の人間関係	0	0	0	0	0
	仕事	0	0	0	0	0
	家庭の人間関係	2	0	3	1	0
	その他	4	1	1	1	3
	計	27	17	13	15	14

資料:常総市市民協働課(各年3月31日現在)

第2章 計画策定の背景

7 生活困窮者等の状況

本市の生活保護の状況をみると、保護率は横ばいですが、県全体より低く推移しています。

今後、生活上の困難に陥りやすい女性が増加しないためにも、多様な働き方の普及等への対応を進めるとともに、貧困等の実情に応じたきめ細かな支援を行うことにより、誰もが安心して暮らせるための環境整備を進める必要があります。

■生活保護の状況

		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
常総市	被保護世帯(世帯)	337	319	283	294	295
	被保護人員(人)	420	384	346	363	341
	保護率(‰)	6.7	6.1	5.7	6.0	5.6
茨城県	被保護世帯(世帯)	19,832	20,253	20,745	21,291	21,887
	被保護人員(人)	26,016	26,235	26,603	27,168	27,631
	保護率(‰)	8.9	9.0	9.1	9.4	9.6

資料：茨城県市町村別保護状況(各年4月末現在)

*保護率(‰)：人口1,000人当たりの被保護人員の割合です。

8 国際化の状況

本市の外国人の人口は、特にブラジル人が過半数を占め、県内ではつくば市に次いで多く住んでいます。

そのため、ポルトガル語の通訳・翻訳が可能な人材を市役所に配置し、窓口対応と文書・ホームページでの情報提供など外国人への行政サービスにも力を入れています。また、外国人の多い小中学校へ外国人児童生徒支援員の配置も行っています。

今後は、小学校での英語教育が充実されるなど、国際化社会の進展が見込まれることから、外国の人々との交流を深めながら、異文化に触れ、お互いの生活習慣を理解し、国際化に対応できる教育や環境整備が必要となります。

■外国人住民人口の状況

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
女性(人)	1,723	1,766	1,783	1,972	2,151
男性(人)	2,023	2,118	2,139	2,374	2,529
計(人)	3,746	3,884	3,922	4,346	4,680
世帯数(世帯)	1,777	1,824	1,811	2,038	2,258

資料：常総市住民基本台帳(各年12月末現在)